第百一条中「第三条表第二項下欄」を「第三条表第二号下欄」に、「第三条表第一項」を「第三条表第一号」に改め、同条を第百二条とし、第百条の次に次の一条を加える。

（燃焼性の基準）

第百一条　令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。

イ　爆発限界の下限が十パーセント以下のもの

ロ　爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二　ガスと着火源との接触を維持しない限り火炎が認められないこと。

別表第一第一項第三号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第六号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、「可燃性のガスの貯槽」を「可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽」に改め、同表第一項第九号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第二十四号の項中「不活性ガスにより」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により」に改め、同表第一項第三十二号の項中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」に改め、同表第一項第三十八号の項中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同表第一項第三十九号の項の次に次のように加える。

三十九の二　第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備	三十九の二　特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第一第一項第四十六号の項中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同表第一項第四十九号の項中「及び酸素」を「、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素」に改め、同表第三項第十号の項中「当該室の」を「地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の」に、「当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置」を「漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置」に改め、同表第四項第三号の項中「当該室の」を「地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の」に、「当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置」を「漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置」に改め、同表第五項第一号の項中「、第三十一号」を削り、同項の次に次のように加える。

一の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。	
一の三　第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置	一の三　液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
一の四　第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置	一の四　貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
一の二　第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	

別表第一第五項第十六号の三の項の次に次のように加える。

十六の四　第七条の三第一項第十六号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡する場所等との間の障壁	十六の四　圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充塡する場所又は当該ガスの充塡容器の容器置場とのの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。
十六の五　第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十六の五　水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第一第五項第十七号の三を同表第五項第十七号の四とし、同表第五項第十七号の二を同表第五項第十七号の三とし、同表第五項第十七号の項の次に次のように加える。

十七の二　第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げるもの	十七の二　第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

別表第一第五項第四十八号の項中「の障壁」を「の障壁等」に改め、「検査する。」の下に「なお、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。」を加え、同表第六項第四号の項中「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加える。

別表第三第一項第一号を同表第一項第五号に改め、同表第一項第五号の項の前に次のように加える。

一　第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等	一　特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であって、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じている場合については、当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じている場合については、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二　第六条第一項第六号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置	二　特定不活性ガスの貯槽の周囲から、特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。
三　第六条第一項第九号の製造設備を設置した室のガスが滞留しない構造	三　特定不活性ガスの製造設備を設置した室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
四　第六条第一項第二十三号の特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造	四　特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスの他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

別表第三第一項第五号の項の次に次のように加える。

六　第六条第一項第三十一号の製造施設、設備のガスを検知し、かつ、警報するための設備	六　特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七　第六条第一項第三十八号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置	七　特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。
八　第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備	八　特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
九　第六条第一項第四十二号への特定不活性ガスの容器置場のガスが滞留しない構造	九　特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十　第六条第一項第四十二号ヌの特定不活性ガスの容器置場の消火設備	十　特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。